

指定管理者制度及び生きがい福祉センター設置目的等への理解

1. 指定管理者制度への理解

指定管理者制度の目的は、多様化する利用者ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図る制度と理解しています。

公益財団法人藤沢市まちづくり協会は、指定管理者制度が始まった平成16年度から指定管理者として施設の管理運営業務を行ってまいりました経験と実績を生かして業務を行ってまいります。

2. 生きがい福祉センター設置目的等への理解

(1) 基本的な理念

生きがい福祉センターの設置目的である、「生きがいを求める高齢者及び心身障がい者等が自己の能力と経験を活用することにより、福祉の向上を図るための施設」という役割等を理解し、利用者への安全・安心な施設の提供を行うとともに、利用者の社会参加及び就業機会の確保、提供に努めます。

(2) 生きがい福祉センターの管理運営の基本方針

生きがい福祉センターの管理運営については、施設の維持管理、障がい者・女性の社会参加及び就業機会の確保、提供に係わる生きがい就労センター事業及び本協会の自主事業として高齢者の就業の提供に係わる事業として行っているシルバー人材センター事業を主たる事業として、福祉サービスの向上に資するための施設としての設置目的を踏まえセンターの指定管理期間中、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、適切な維持管理を実施してまいります。

①利用者への安全・安心な施設の提供

ア. 生きがい福祉センターが設置されて以来、当センターの維持管理を担当し、管理に関するノウハウを十分蓄積している職員で管理を行ってきておりますが、今後もこの経験を踏まえ、より一層、施設の効率的な管理運営に努めるとともに、適切な維持管理を推進してまいります。

イ. 安全・安心な施設の提供では、災害時を想定しての対応や定期巡回等の実施、会員就業時の安全マニュアルの整備と周知徹底を図ることにより、維持管理、就業中の両面における安全確保に努めてまいります。

②利用者の社会参加及び就業機会の確保、提供

ア 生きがい就労センター事業

・生きがいと社会参加の確保については、会員の意向等を十分に確認しつつ、地域や関係機関との協力並びに連携を図りながら自己の能力と経験を活用する場の確保に努めてまいります。

・会員の拡大を図るため、藤沢市及びハローワーク等関係機関と連携を行うとともに、学校、障がい者福祉サービス事業所等との連絡会議等へ参加し、情報交換や作業体験等の交流により加入推進に努めてまいります。

・新たな就業の開拓としては、ホームページへの掲載、シルバー人材センター事業と共同し職員及び会員による顧客訪問及びポスティングによるチラシ配布、公共施設への配架によるPR、「シルバーしごとネット」を活用した受注の他、ハローワーク等への紹介依頼を行う等、作業確保に向けた働きかけを行い就業機会の確保に努めてまいります。

・技能・安全講習等の開催により、会員の技能の向上を図り、新たな受託作業や雇用就労の確保、提供並びに安全就業に努めてまいります。

イ シルバー人材センター事業（自主事業）

- ・生きがいと社会参加については、会員の希望と経験に応じた就業提供を推進するため、県との共催によるシニアワークプログラム事業の技能講習会等の開催の他、職業紹介事業、労働者派遣事業の推進により多様な就業要望に対応可能とするように努めてまいります。

また、雇用就業以外に「生きがい」を求めるための社会参加を可能とするよう海岸等の美化活動、市民参加事業の支援といった地域におけるボランティア活動の他、シルバー人材センターで行っている作業の実演会、作業体験会等の地域交流事業をPRも含め生きがい就労センターと連携して開催します。

- ・就業機会の確保については、団塊の世代の方々が65歳を迎え労働市場からの本格的な引退過程に入っていることから今後も高齢者会員の入会増加が予測されるため、就業開拓事業による顧客訪問やポスティング、地域交流によるPR等により、受託可能な作業確保に向けた働きかけに努めてまいります。

また、会員の技能と経験を生かし、生きがい福祉センターの日常清掃、施設の小破修繕、樹木剪定等の維持管理業務への活用にも努めてまいります。

- ・事業運営面においては、これまでも事業の単純な受け手から高齢社会における事業の担い手を目指していますが、今後も引き続き会員の技能と経験を生かした事業の推進を図るため、シルバー人材センター事業で行っている就業相談、研修会開催、安全巡回等の事業で就業いただくことによる就業拡大に努めてまいります。

また、引き続き駅前自転車等整理業務の街頭指導業務及び放置防止の啓発業務を、藤沢市の委託事業からまちづくり協会の自主事業として事業の枠を変更し、安定した会員の就業確保に努めてまいります。

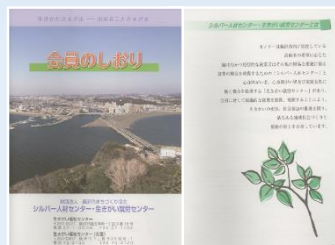
その他、指定管理業務に対する使用者意見の反映については、毎年アンケートを実施し、使用者の満足度、意見・要望の把握並びに改善、周知に努めるとともに、管理運営に反映させてまいります。

生きがい福祉センターの利用者は、障がい者、女性並びに、60歳以上の方を対象としておりますが、これらの方々に対し、働く機会の提供や社会参加、生きがいの確保、健康づくりや仲間づくりを積極的に推進し、事業を通じて市民への福祉の向上に努めてまいります。



避難訓練

指定避難場所への移動訓練です。
定期的な訓練実施により防災意識の向上を図り使用者の安全確保に努めています。



入会説明会資料「会員のしおり」

入会希望者へはPR映像も見て頂きながら、センターのしくみや安全の心得、規程等まで丁寧に説明しています。

（毎月第3水曜日午前10時に開催中）